

令和4年度 事業計画

令和4年4月1日～令和5年3月31日

京都市の外郭団体として平成4年11月に設立された当協会は、平成25年4月に公益認定を受け、「公益財団法人京都市森林文化協会」として9年目を迎えます。設立以来、社会情勢の変化の中、定款に定める「森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、森林の保全及び整備を行うとともに、自然と調和した森林文化の継承及び発展を図り、農林業を生かした地域の振興に寄与すること」を目的として様々な取組を進め、令和2年度に京都市外郭団体改革に基づき、京都市からの出捐金の取り崩しや協会の資金積み増しにより、京都市の出捐割合を25%未満とし、非外郭団体化を行い経営の自立化を図ったところです。

公益事業につきましては、森林経営管理法の施行により、京都市内でも荒廃が進む森林の適切な管理に向けた取り組みが始まっており、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるための森林の保全・整備を使命とする当協会においても、管理されていない森林の調査や今まで培ってきた「森づくり」の技術を活かし、今後増加する森林管理事業に向け、更なる業務の拡充に取り組んで参ります。

一方、収益事業につきましては、終わりの見えない新型コロナウイルス感染症の影響により、4期連続赤字であった宿泊施設翠峰荘の直営を断念し令和3年10月末から休業することとなりましたが、京都市森林文化交流センターや京都市森林組合木材需要促進センターなどの山村都市交流の森センターエリア施設全体の活用方針を策定し、民間活力を利用したセンターエリア施設の運営に向け、事業者の選定を行い一刻も早い再開に向け取り組んで参ります。

新たな運営者や地域の団体等と連携し、北部山間地域の拠点として山村都市交流の森の活性化に取り組んで参ります。

I 公益目的事業

1. 森づくり事業

① 森林の保全・整備

京都市内の森林において、森林の持つ公益的機能の発揮を目指した森林の保全・整備を実施するとともに、景観や防災に配慮した森づくりのための技術者育成に取り組んで参ります。また、令和3年度に新たに組み込んだ森林経営管理に係る業務についても、さらなる業務拡大を目指します。

- ・「京都三山森林景観保全・再生ガイドライン」に基づく、森林の風致景観を守り、防災面にも優れた効果を発揮する森づくり（森林整備）の実施
- ・役職員が取得した森林総合監理士や林政アドバイザーなど各種資格を活用した森林管理に係る業務の拡充、円滑な実施
- ・荒廃した森林において、自然配植技術を用いた新しい森づくりを実施することの出来る森林技術者の育成を目的とした研修会の開催
- ・地域性苗木「京の苗木」の生産のため、京都周辺山地の自生木からの種子採取及び、京の苗木生産協議会会員への提供、情報の管理
- ・地域性苗木「京の苗木」の育成と、普及・啓発による利用の促進
- ・自然配植技術と「京の苗木」を活用した市民参加型の森林保全行事の実施

- ・市民生活に影響を及ぼす危険木，支障木の伐採
- ・各種団体，寺社，企業等が行う森づくり活動の支援，指導
- ・森林整備による伐採木を活用した炭，薪等の生産及び，「山村都市交流の森」における有効活用

②「京都伝統文化の森」事業の推進

京都伝統文化の森推進協議会の事務局を補助し，「三山の景観保全・再生」活動についてセミナー等を開催し普及・啓発につとめるとともに市民参加による景観対策を進めます。

- ・市民参加による三山の森づくりイベントの開催
- ・森林文化を啓発する公開セミナーの開催
- ・本活動を広く周知するためのホームページの管理

③森の工房「もくじゅ」の運営

木材需要の促進を図り，木の文化の啓発普及のため，広く市民を対象に次の事業を行います。

- ・木工の指導及び材料・工房の提供
- ・木材に関する資料の展示
- ・地元産材による木工品の展示

2. 交流の森運営事業

①「山村都市交流の森」の管理運営

1千ヘクタールを越える広大な森林公園「山村都市交流の森」の運営を行い，利用者にトレッキング，森林浴等，安全で快適な森林レクリエーションの場を広く提供します。また，SNS等を活用した情報発信につとめ利用者の増加を図ります。更に，山村都市交流の森センターエリアの活用に関し，提案のあった民間事業者に対して現有情報の提供等を行います。

- ・遊歩道（約40km）等の点検・整備
- ・案内板等の設置・保全，常設遊具の点検整備
- ・一般来園者への対面による情報の提供
- ・森林所有者との協同による人工林等の整備（間伐，枝打ち等）
- ・「山村都市交流の森」に関する情報発信（HPの充実，SNSの活用）

②イベントの開催

利用者が「山村都市交流の森」で自然に寄り添い，森林に親しみ，森林文化や山村文化に触れる機会を提供するとともに，農山村地域との交流促進のために，様々なイベントを実施します。新型コロナウイルス感染症のため屋外に出る機会を逸した市民に対し，感染防止対策を講じたうえで，山歩きなどオープンスペースで実施するイベントを提供します。また，四季を通じた「野外体験塾」や森づくり技術を活用した「彩りの森を作ろう」など，山村都市交流の森ならではのイベントを実施するとともに，地元自治会等が北部山間地域各地で実施するイベントの運営に協力して取り組みます。

更に、団体等からの要望に応じて、三本杉の見学や八丁平の自然観察等の企画型イベントを開催します。

資料1のとおり

③久多市有林の保全

久多市有林は八丁平・峰床山など貴重な動植物の生息地を含み、八丁平周辺が京都丹波高原国定公園の第1種特別地域に指定され、登山者の人気も高い場所です。

入山者の安全の確保と動植物の保護・保全のための事業を京都市及び関係機関と連携して適切に行います。

- ・ 林内の巡視・入山者の安全誘導及び案内
- ・ 遊歩道等の点検・整備
- ・ 案内標識の設置・保全
- ・ 希少植物の保護（防鹿柵等の保守管理・有害獣の捕獲）
- ・ 京都大学、京都府立大学など久多市有林内で調査研究を行う各機関への協力

④森林文化交流センター(森愛館)の運営

「森愛館」（芝生広場・ホール・研修室及び付帯施設）の指定管理者（平成31年4月1日から4年間）として適切な管理運営につとめます。

また利用者増加に向け、施設の新たな利用法の提案や備品等の整備を行います。

⑤体験農園の運営

山村都市交流の森に隣接した市民農園「タンポポの里」を活用し、市民に土と触れ合う機会を提供し、山村都市交流の森利用者の拡大を図ります。

3. 森林体験支援事業

保育園・幼稚園・小学校等の団体が「山村都市交流の森」で行う森林体験及び森林環境教育活動に必要な情報・資材・施設を提供するとともに、体験活動が安全に有意義に実施できるようサポートするとともに、木に触れ、木と共に育つ「木育」活動にも積極的に取り組みます。

また、要望により「山村都市交流の森」外にも森林体験活動や木育活動のために職員を派遣します。

- ・ 林業体験等の受け入れ（間伐・薪割り・炭焼き等）
- ・ 少年補導委員会など青少年育成団体などからの要望に応じた専門職員の派遣
- ・ 京都御苑など京都市内各所での木育イベントの実施
- ・ 木のおもちゃ等資材の貸出（木育おもちゃワゴン）

II 収益事業等

赤字が続く収益事業につきましては、コロナ禍の不透明な中、令和3年10月末を持って直営を断

念し、宿泊休養施設「翠峰荘」運営を休止しましたが、京都市の森林文化交流センターや京都市森林組合の木材需要促進センター、当協会の案内休憩所などの山村都市交流の森センターエリア施設全体の活用方針を策定し、民間の活力を利用したセンター全体の運営に向け、事業者の選定を行い、早期の再開に向け取り組んで参ります。また、民間事業者が運営を行うまでは、バーベキュー施設の運営を継続して参ります。

- ・バーベキュー施設利用拡大に向けたPR

Ⅲ 法人運営

法令等により定められた公益認定基準やガバナンス等に適合した法人運営に努めます。

- ・理事会・評議員会の開催
- ・定期報告書類の提出・開示
- ・経営会議や事務局会議による組織運営の充実
- ・コンプライアンスの徹底
- ・各種の公的な助成金等を申請